

議案第14号

多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年多可町条例第51号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年多可町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

- (2) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額）

第5条に次の2号を加える。

- (3) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額
- (4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他の職員 実施機関が町長と協議して定める額</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額 (その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額)</u></p> <p>(3) <u>報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が町長と協議して定める額</u></p> <p>(4) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</u></p>